

特許異議申立制度の概要

特許異議申立制度は、特許付与後の一定期間に限り、広く第三者に特許の見直しを求める機会を付与し、申立てがあったときは、特許庁自らが当該特許処分の適否について審理し、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図る制度である。

1. 特許異議申立人

特許異議の申立ては、利害関係人に限定されず「何人も」することができる（特 § 113）。具体的には、自然人、法人及び法人でない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるもの（特 § 6①二）が該当する。ただし、匿名では特許異議の申立てをすることはできない（特 § 115①一）。

2. 特許異議の申立てのできる期間

何人も、特許掲載公報発行の日から 6 月以内に限り、特許異議の申立てをすることができる（特 § 113 柱書）。

3. 手数料

16,500 円 + (申し立てた請求項の数 × 2,400 円)

4. 異議理由

特許異議の申立ての理由は、特 § 113 に規定された理由に限られ、これ以外を理由とすることはできない。

5. 手続

特許異議の申立てをするには所定の特許異議申立書を提出しなければならない（特 § 115、特施規 § 45 の 2、様式 61 の 2）。特許異議申立書には、

- (1) 特許の表示、特許異議申立人等
 - (2) 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示
- 等が記載される。

6. 審理機関と審判官

特許異議の申立ては、審理の公平性、独立性及び的確性を十分に担保するため、審判官の合議体により審理する。

7. 審理の範囲と審理の方式

審理の対象は、特許異議の申立てがされた請求項に限られる（特 § 120 の 2②）。

複数の特許異議の申立てがあった場合、原則審理は併合され、当該併合した特許異議の申立てのいずれかにおいて申立てがされた請求項は、全て審理の対象となる。

審理は、特許異議申立人が申し立てた理由及び証拠に基づいて行われる。ただし、合議体は、職権によ

り、特許異議申立人が申し立てない理由についても審理することができ（特 § 120 の 2①）、また、特許異議申立人が申し立てない証拠の採用も可能である。

特許異議の申立てについての審理は、全件書面審理による（特 § 118①）。

8.取消理由通知と訂正請求

合議体が審理し、特許を取り消すべきと判断したときは、特許権者に取消理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書の提出及び訂正の機会を与える。特許権者は、指定期間内に、意見書を提出することができ（特 § 120 の 5①）、また、特許請求の範囲等の訂正を請求することができる（特 § 120 の 5②）。2 回目の取消理由通知は、原則として取消決定の予告がされる。

9.取消決定と不服申立て

合議体は、異議が申し立てられた全ての請求項について、請求項ごとに特許を取り消すか、維持するかを決定する。

取消決定に対しては、特許権者は東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に不服申し立てをすることができる（特 § 178①）。

維持決定に対しては、不服申し立てをすることができない（特 § 114⑤）。

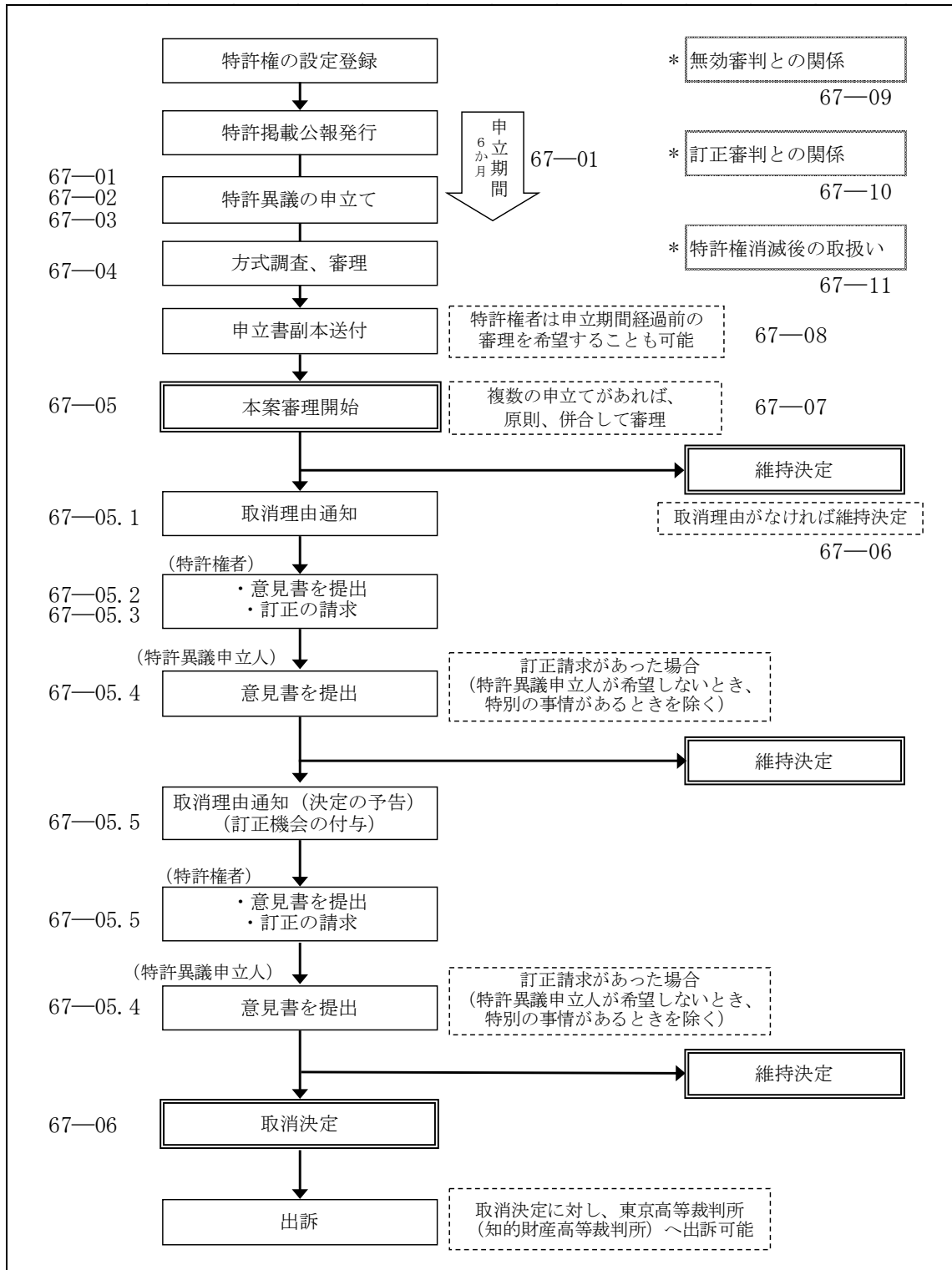
より詳細には、次のリンクの審判便覧において説明されている。

<特許異議の申立て>

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/sinpan-binran.html#67

特許異議申立て制度の手続のフロー及び無効審判との比較は、次のページ以降を参照。

特許異議申立制度の手続フロー



※図中の数字 (例 : 67—01) は、審判便覧に関連する記載のある箇所 (節) を示す。

【無効審判制度との比較】

	特許異議申立制度	特許無効審判
制度趣旨	特許の早期安定化を図る	特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を図る
手続	査定系手続（原則として特許庁と特許権者との間で進められる）	当事者系手続（審判請求人と被請求人（特許権者）との間で進められる）
申立人・請求人の適格	何人も（匿名は不可）	利害関係人のみ
申立て・請求の期間	特許掲載公報発行の日から6月以内（権利の消滅後は不可）	設定登録後いつでも（権利の消滅後でも可能）
申立て・請求及びその取下げ	請求項ごとに可能 取消理由通知後の取下げは不可	請求項ごとに可能 答弁書提出後の取下げは相手方の承諾があれば可能
異議理由 無効理由	①公益的事由（新規性、進歩性、明細書の記載不備等）	①公益的事由（新規性、進歩性、明細書の記載不備等） ②権利帰属に関する事由（冒認出願、共同出願違反） ③特許後の後発的事由（権利享有違反、条約違反）
審理方式	書面審理（口頭審理は不可）	原則口頭審理（書面審理も可）
複数申立て・事件の扱い	原則併合して審理	原則は併合せず、事件ごとに審理
決定・審決の予告	取消決定の前に、取消理由の通知（決定の予告）	請求成立（無効審決）の前に、審決の予告
決定・審決	特許の取消し若しくは維持 又は申立て却下の決定	請求の成立若しくは不成立 又は却下の審決
不服申立て	取消決定に対して、特許権者は、特許庁長官を被告として東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に出訴可能 維持決定及び申立て却下の決定に対する不服申立ては不可	審判請求人及び特許権者の双方とも、相手方を被告として、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に出訴可能
料金	16,500円＋（申し立てた請求項の数×2,400円）	49,500円＋（請求した請求項の数×5,500円）